

糸満市監査委員告示第 4 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

検定有効期限を過ぎた水道メーター（以下「超過メーター」という。）による料金徴収が現在も行われていて計量法違反であり、是正を講ずるべきとの要求がある。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があつた。

- (1) 【通報No.1】検定満期水道メーターによる違法徴収の黙認（計量法違反）
- (2) 【公益通報調査結果通知書】検定満期水道メーターによる違法徴収の黙認（計量法違反）
- (3) 【公益通報受理通知書】検定満期水道メーターによる違法徴収の黙認（計量法違反）

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により令和8年3月26日に違法な財務会計処理として次の期限を設けて是正措置を求める「勧告」とする。

＜超過メーターを交換する期限＞

令和9年3月31日までに使用中の全ての超過メーター交換を終了すること。

ただし、交換できない正当な理由があるものについては、この限りでない。

2 勧告の理由

超過メーターによる水道料金徴収は、適正な計量に基づかない料金徴収であり違法な財務会計処理である。

従って、超過メーターについては、期限内に必要な措置を講ずること及び、今後は超過メーターが発生することがないように勧告する。

糸満市監査委員告示第 5 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

水道メーターを破損や紛失した使用者に対して口頭注意に留め、損害賠償請求を怠った行為として是正を講ずるべきとの要求がある。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があつた。

- (1) 【通報No.8】メーター破壊・器物損壊・紛失事案に対する告発放棄・調査不履行
- (2) 【公益通報調査結果通知書】メーター破壊・器物損壊・紛失事案に対する告発放棄・調査不履行
- (3) 【公益通報受理通知書】メーター破壊・器物損壊・紛失事案に対する告発放棄・調査不履行

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により令和8年3月26日に怠る事実として次の期限を設けて是正措置を求める「勧告」とする。

＜破損、紛失等の判断基準の作成＞

令和8年12月31日までに損害賠償を免除する判断基準を作成すること。

＜議会の議決（請求権放棄する場合）＞

令和8年12月31日までに損害を放棄する議会の議決を経ること。

＜損害賠償の請求＞

令和8年12月31日までに損害賠償の請求を行うこと。

2 勧告の理由

水道メーターの破損や紛失については、糸満市水道事業給水条例では賠償しなければならないとの義務付け規定があるため、根拠もなしに口頭注意にとどめ損害賠償請求を行使しないことは、怠る事実該当する。

また、市が損害賠償の放棄をする場合は、免除すると判断するための基準を設ける必要があり、請求権の放棄について議会の議決を経る必要がある。

糸満市監査委員告示第 6 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

当該住民監査請求では、逆メーター使用を確認しつつ給水停止や過料の措置を行わず、口頭注意に留め、事実が確認されたあとの判断基準が曖昧であるため是正を講ずるべきとの要求がある。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 【通報No.11】水道設備の無断改造に対する告発・罰則適用の実施放棄
- (2) 【公益通報調査結果通知書】水道設備の無断改造に対する告発・罰則適用の実施放棄
- (3) 【公益通報受理通知書】水道設備の無断改造に対する告発・罰則適用の実施放棄

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により令和8年3月26日に怠る事実として次の期限を設けて是正措置を求める「勧告」とする。

＜逆メーター等発生時の対応基準の作成＞

令和8年12月31日までに判断基準を作成すること。

2 勧告の理由

不正・無許可行為については、糸満市水道事業給水条例に基づき過料を請求することも可能であるために当該事実は、怠る事実に該当する。適切な判断のための基準が必要となる。

従って、期限を設けて必要な措置を講ずることを勧告する。

糸満市監査委員告示第 7 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

水道メーター周辺の腐食部分等に係る修繕について使用者負担と市負担の判断基準が明確化されていない。判断基準の作成及び修繕費の請求を講ずるべきとの要求がある。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があつた。

- (1) 【公益通報書】水道メーター周辺部の腐食付近に関する業務判断・現場対応指示
- (2) 【公益通報不受理通知書】メーター周り腐食修繕費用負担に関する裁量判断・公金使用の公平性欠如

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により令和8年3月26日に理由が無いとして「棄却」とする。

2 棄却の理由

水道メーター周辺部等の修繕については、水道管所有者である使用者が修繕すべきである。市が修繕しているケースは、水道メーターより外側の本管側で発生した漏水であり、水道を管理する責任のもと修繕を行っている。

放置すると漏水による大量の水の損失、事件事故等の要因にもなりかねないために市の当該対応は不可欠であり、水道管理者としての漏水の修繕であるために使用者に修繕の費用請求はできない。

また、腐食部分については、市が一部負担をしていることについても問題はない。従って、違法性や不当な財務会計処理はないために当該住民監査請求は理由がないものと認める。

糸満市監査委員告示第 8 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

令和7年2月に水道検針の漏れがあった。委託不履行が実質的に温存され、財務会計上の適正が確保されていないおそれがある。

委託契約の履行管理・検収・支出（公金支出）の適正及び不履行があった場合における減額・返還等の回復措置（請求権の行使）が制度としても十分に機能していない疑いがある。

不履行があるのに支出が維持される、又は回復措置が行われないという意味で、違法又は不当な財務会計処理となる可能性がある。

不履行があった場合の委託料の過払い（又は回復不能化）のおそれ、代替対応・再対応に伴う職員コスト（人件費・時間）の発生。検針業務の不適正化に起因する料金賦課・徴収の不適正（返還・再調定・紛争化等）による財務リスク。

当該事案の事実確定（委託契約・仕様書・履行確認・支出命令関係・検針管理時記録等の突合）、不履行が認められる場合の精算・回復措置（減額・返還・違約金等を含め、可能な範囲での請求・回収）、再発防止として、委託管理（履行確認・是正要求・記録・決裁）及び検針未実施時の標準手順を明文化し運用を開始すること。必要に応じて関係職員への指導その他必要な措置を講じることを求める。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 証拠1：2025/05/30付 公益通報書（通報No.5）
- (2) 証拠2：不受理通知書（通報No.5）
- (3) 証拠3：「検針委託業務の未実施・報告遅延に関する経過記録（2025/02/12～2025/03/17）」

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により違法又は不当な財務会計上の行為ではないため「却下」とする。

2 却下の理由

検針漏れがあった検針員との委託契約は、市と検針員との委託契約ではなく、糸満市電管事業協同組合（以下「電管」という。）と委託契約を締結している。

当該検針漏れが発生した場合は、電管職員が補っているために検針に対する不履行は発生していない。市が電管に対して検針漏れが発生しないように指導する必要性は認識するが、市や電管の対応が違法や不当とまでは言えないため、当該住民監査請求は却下とする。

糸満市監査委員告示第 9 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

糸満市が沖縄県と締結している「公平委員会事務委託料」に係る公金支出において、本件委託料に係る契約書・仕様書・見積・決裁・検査調書・支出命令書等、適正な契約執行と会計処理に通常必要な記録が作成されていない／保存されていない／所在を説明できない場合、財務会計上の怠る事実として違法評価の対象となる。

仮に記録が存在しても、目的・必要性、金額積算、相手方選定（随意契約理由等）、履行確認（検査）が合理性を欠く場合、支出は少なくとも財務会計上不当な支出となり得る。

不備がある場合は、契約条件の見直し、是正要求、支出の適正化（減額、返還要求）等、必要な措置を講ずるよう勧告等を求める。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があつた。

- (1) 証拠1：2025/05/30 付 公益通報書（通報 No. 5）
- (2) 証拠2：不受理通知書（通報 No. 5）
- (3) 証拠3：「検針委託業務の未実施・報告遅延に関する経過記録（2025/02/12～2025/03/17）」

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により違法又は不当な財務会計上の行為ではないため「却下」とする。

2 却下の理由

公平委員会は、地方公務員法で定められ糸満市では沖縄県に当該公平委員会の業務を委託している。沖縄県以外とは契約ができないため相手選定に問題はない。委託事務管理費として支払いすることも違法又は不当とは言えない。財務会計上何ら問題がないために当該住民監査請求は却下とする。

糸満市監査委員告示第 10 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

ホームページ更新管理に係るシステム使用料を支払いしているが、適正な管理が機能していない。請求人がフォームから送信した情報照会について期限が過ぎても回答も確認できない。フォーム運用について第三者により検証可能な形で確保されていることを示す記録が提示されない、又は実際に機能不全が反復している疑いがある。

仕様や運用水準、責任分界、是正要求・履行確認など契約管理・財産管理として当然に求められる統制が不十分である疑い。

システム使用料の支出が継続している点で、少なくとも費用対効果を欠く支出（損害）又は損害のおそれが生じている。

問い合わせフォーム運用に関し、受付日・回付日・処理状況・回答期限／延長通知の有無を確認できる記録の整備状況を調査し、不備がある場合は必要に応じて勧告又は必要な措置を講じることを求める。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があつた。

- (1) 証拠A：予算書写し
- (2) 証拠B：2025-11-11_議会事務局期限徒過関係
- (3) 証拠C：2025-11-05_陳情_フォーム送信控え＋受付完了
【証拠の趣旨】2025/11/5に「陳情（要綱準拠）」を問い合わせフォームで送信した事実を示す。
- (4) 証拠D：2025-12-06_陳情_回答期限徒過通知_フォーム控え＋受付完了
【証拠の趣旨】陳情の回答期限徒過（不作為）を確認し、外部手続移行を通知した記録。
- (5) 証拠E：2025-11-26_公益通報_フォーム通知（存在・要旨共有）
【証拠の趣旨】公益通報（様式第1号）提出の存在と要旨を横ルートで共有した記録。
- (6) 証拠F：2025-12-07-08_人権救済申立_フォーム送信（分割）＋受付完了
【証拠の趣旨】人権救済申立書（全文・分割）の送信と調査方法（書面中心等）要請の記録。
- (7) 証拠G：2026-0201_フォーム運用_予算科目・契約・ログ照会
【証拠の趣旨】問い合わせフォームの位置づけ、維持費の予算科目、契約形態、ログ等の有無を照会した記録。
- (8) 証拠H：要約版_2025-12-19-2026-02-15_陳情・公益通報・人権委員_重要メール抜粋
【証拠の趣旨】重要メールの要点（市の回答・督促・期限徒過等）を時系列で

示す。

※原本（ヘッダ含む全文PDF）は、監査委員等から求めがあれば提出可能。

第3 監査の結果

1 本件請求については、監査委員の合議により違法又は不当な財務会計上の行為ではないため「却下」とする。

2 却下の理由

ホームページ更新管理に係るシステム使用料については、契約内容どおりに履行している以上、違法又は不当とは言えない。従って、財務会計上何ら問題がないために当該住民監査請求は却下とする。

糸満市監査委員告示第 11 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

市は、財団における漏水時の取扱い基準が未整備のまま令和6年11～12月分を免除扱いとし、その後令和7年2月に同様に発生した漏水については別規程準用で徴収した。基準未整備のまま同様の事案に対し異なる裁量運用は、不当な歳入の増減（免除・徴収）を意味し、不当な歳入処理（減免の不当、又は徴収の不当）につながる。また、市は「協定書締結等の整理が必要」としながら「経過注視」としており、基準整備を遅滞させている。これは財務会計上の怠る事実該当する。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 証拠1：公益通報受理通知書
- (2) 証拠2：公益通報結果通知書

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により1年が経過した事案の監査請求のため「却下」とする。

2 却下の理由

事実の発生は令和6年11月～12月であり、1年を経過する監査請求はできないため「却下」とする。地方自治法242条第2項ただし書による正当な理由があれば、1年経過による却下は適用されないが、住民が相当の注意力をもって調査した場合に客観的にみて知ることができれば正当な理由として適用されない。請求者は、この状況を知り得る立場にいたために「正当な理由」には該当しないと判断する。

しかしながら、漏水分の水道料金は当然請求すべきだと認識している。相手側の時効が成立していなければ、市側は相手側に漏水の水道料金を請求すべきだと、監査の意見として申し添える。

糸満市監査委員告示第 12 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

「那覇人権擁護委員協議会補助金」123千円が計上されている。当該補助金は交付決定から支出、実績報告、検査（確認）、要件不充足時の減額・返還に至る一連の手続きが補助金として通常想定される水準で具体的な・実効的に実施・記録されていることが外形的判然とせず、結果として補助金の目的達成が担保されないまま公金が支出されている。

要件が不充足な実績不十分が疑われる場合における減額・返還などの回復措置が制度化されていない。

補助金交付要綱などが適正に整備されているかが、外形上判然とせず、目的達成・実績報告・検査が不十分なまま支出がなされている疑いがある。

令和7年12月7日深夜から12月8日未明に、市民生活環境課（人権擁護委員事務局）宛に人権救済申立の要請を行い、同年12月19日に同課から「人権擁護委員に提供した」旨の回答を受けた一方、請求人としてはその後の対応状況等を外形上確認できない状況があるため、少なくとも当該補助金の趣旨に関連する制度運用について少なくとも実績報告・検証が行われているかを外形的に確認できず、補助金の目的達成・実績確認・検査の在り方に疑義を生じさせる事情が存在し、以下の措置を求める。

- ・当該補助金の事実確定（補助金交付要綱・申請・事業計画・交付決定・支出命令・支払・実績報告・検査関係書類等の突合）
- ・要件不充足・実績不十分が認められる場合の精算・回復措置（減額・返還請求等を含め可能な範囲での請求・回収）
- ・再発防止として、補助金の目的達成を担保とする統制（交付条件の明確化、実績指標、検査手順、記録、決裁の明文化）を整備し、運用を開始すること。
- ・必要に応じて関係職員への指導その他必要な措置を講ずること。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 証拠1：予算計上根拠（公金支出の特定）
- (2) 証拠2：取次要請の送信記録（事務局宛/送信事実の立証）
- (3) 証拠3：市民生活環境課からの回答記録
- (4) 証拠4：法務省（インターネット人権相談）の受付記録（参考）
- (5) 証拠5：監査で確認を求める関係資料

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により違法又は不当な財務会計上の行為ではないため「却下」とする。

2 却下の理由

当該住民監査請求は「那覇人権擁護委員協議会補助金」123千円が計上され、当該補助金は交付決定から支出、実績報告、検査（確認）、要件不充足時の減額・返還に至る一連の手続きが補助金として通常想定される水準で具体的な・実効的に実施・記録されていることが外形的判然とせず、結果として補助金の目的達成が担保されないまま公金が支出されていると主張している。

しかし、当該支出の実態は「補助金」ではなく「負担金」であり人口割に応じて支払いすべきものである。補助金に求めるような実績報告や要綱がないものであり、請求者が求める改善は必要ない。従って違法性又は不当な公金の支出には当たらず、当該請求は、却下とする。

なお、予算上の名称が「補助金」となっているため「負担金」に変更するように監査委員の意見として改善を求める。

糸満市監査委員告示第 13 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

当該住民監査請求は、漏水事案に関して「漏水」を「差水」に修正し、担当職員は押印を拒否し上司が押印した。事実認定・文書記載が恣意的に改変されるなら料金の算定・免除判断に影響し、結果として徴収又は不当な免除を生じさせる。監査として必要な措置を講ずるよう勧告等を求めるべきである。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 公益通報受理通知書
- (2) 公益通報調査結果通知書

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により財務会計上の行為ではないため「却下」とする。

2 却下の理由

当該住民監査請求は、内部の文書取扱いに係る事務の事案であるため財務会計上の行為とは言えない。従って、当該住民監査請求は却下とする。

糸満市監査委員告示第 14 号

地方自治法第 242 条第 1 項に基づく糸満市職員措置請求の結果を同条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 18 日

糸満市監査委員 儀間 常貞

糸満市監査委員 上原 江津子

第1 請求人

住所 糸満市

氏名 請求人

第2 糸満市職員に関する措置請求の要旨

請求者が休職・欠勤等により給与控除が不能になった期間（令和7年6月～12月）が発生した。この7回分について検証可能な形で確定できない状態が継続している。

- ・ 共済掛金等の算定根拠（標準報酬月額・等級の取扱い、共済組合方の通知等）に基づく適正額
- ・ 請求額・受入額・受入日（歳計外の受入処理）
- ・ 共済組合等への納付額・納付日
- ・ 各月分の突合結果（過誤納／不足の有無）
- ・ 過誤納がある場合の返還、または不足がある場合の追徴等の精算・回復措置の実施状況
- ・ 本人負担分に連動する市負担分（市町村職員共済組合負担金等）の算定・支出の適正性（過大／過少の有無）

第三者が検証可能な形で確保されているか不明であり、過誤納付／不足の要否が確定できない。

- ・ 適正額であることを検証できない。
- ・ 過大徴収（過誤納）・過少徴収（不足）のいずれの可能性も排除できない。
- ・ 過誤納整理（返還）・追徴等の回復措置が適時に行われているか確認できない。

財務会計上の規律（算定根拠の突合・記録保存・検証可能性・精算と回復措置・債権管理）を欠いた処理が継続している疑いが強く、違反又は不当であるおそれがある。

事実証明書

請求人から事実証明書として、以下の提出物があった。

- (1) 証拠A：月次の控除不能分請求の實在（12月例月分）
- (2) 証拠B：（補助事情）適正性検証に必要な特定情報の請求と期限徒過の記録（2025/6/23～2026/2/5）
- (3) 証拠C：公金支出科目の特定（予算書：市町村職員共済組合負担金）
- (4) 証拠D：（監査での確認事項）2025年6月～11月分の月次資料・会計記録の存否と内容

第3 監査の結果

- 1 本件請求については、監査委員の合議により違法又は不当な財務会計上の行為ではないため「却下」とする。

2 却下の理由

請求者は控除不能分の行為が財務会計上の規律を欠いた処理が継続して、違法又は不当のおそれがあると主張しているが、請求者本人が負担すべきものであり、歳計外として人事課が一時的に預かって市町村職員共済組合等に支払いしている行為である。従って、違法又は不当な財務会計上の行為とは言えず却下とする。